

令和 8年 3月 24日

小牧市総務部資産税課

固定資産税(償却資産)の課税誤りについて

令和7年度以前の償却資産の課税に関し、課税誤りが判明しましたので、下記のとおりご報告いたします。

対象となる納税義務者様にご迷惑をおかけしましたことについて、さらには、税務行政に対する信頼を損ねることになったことについて、深く反省するとともに心よりお詫び申し上げます。

1 概要について

令和8年度償却資産の課税事務において、先端設備に関する特例資産にかかる税額を算出していたところ、1社について、特例率の入力を誤り、過去2年度分の償却資産の税額算定が誤っていることが判明しました。

2 原因について

令和6年度申告分の事務処理において、特例率を本来1/2で入力するところ、1/3で入力して課税を行っており、令和7年度申告分の処理においても、前年度の誤った特例率で課税していました。別の担当職員によるチェックを行っていたものの、確認が不十分であったため、誤りに気付くことができなかったことによるものです。

3 対応について

対象となる納税義務者様につきましては、今後、地方税法に基づく追加課税を行います。

課税誤り件数 1件

増額更正 令和6年度、令和7年度

総額 1,004,300 円

4 再発防止策

データ入力時における特例適用の可否、特例率、特例適用期間等が確認できるリスト等から、複数の職員による照合などを徹底し、チェック体制を強化するとともに、課税誤りの再発防止に努めてまいります。

問合せ先 資産税課 償却資産係
0568-76-1115 (直通)